

○国家公安委員会規則第九号

道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第十六号）の施行に伴い、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則及び応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月十日

国家公安委員会委員長 二之湯 智

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則及び応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則の一部を改正する規則

（届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部改正）

第一条 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(指定の基準等) 第一条 道路交通法施行令（以下この条及び次条において「令」という。）<u>第三十三</u>条の五の<u>三</u>第一項第一号ハ、第二項第一号ハ又は第四項第一号ハの規定による指定は、道路交通法（昭和三十五年法律第五百五号。以下この条、次条及び第八条において「法」という。）第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出自動車教習所」という。）が運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者に対し行う教習の課程（法第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所が当該指定に係る免許を受けようとする者に対し行う教習の課程を除く。）について、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行うものとする。 2 令第三十三条の五の三第一項第一号ハの規定による指定の基準（大型自動車免許（以下「大型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（大型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。 「一・二 略」 三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。
改正前	(指定の基準等) 第一条 道路交通法施行令（以下この条及び次条において「令」という。）<u>第三十三</u>条の六第一項第一号ハ、第二項第一号ハ又は第四項第一号ハの規定による指定は、道路交通法（昭和三十五年法律第五百五号。以下この条、次条及び第八条において「法」という。）第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出自動車教習所」という。）が運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者に対し行う教習の課程（法第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所が当該指定に係る免許を受けようとする者に対し行う教習の課程を除く。）について、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行うものとする。 2 令第三十三条の六第一項第一号ハの規定による指定の基準（大型自動車免許（以下「大型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（大型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。 「一・二 同上」 三 「同上」

3		
第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
〔略〕		
備考 〔二〃九 略〕 十 現に普通自動車免許（以下「普通免許」という。）<u>、大型自動車免許（以下「大型二輪免許」という。）若しくは普通自動車二輪免許（以下「普通二輪免許」という。）を受けている者又は令第三十三条の五の三第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、</u>気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。		
3 令第三十三条の五の三第一項第一号ハの規定による指定の基準（中型自動車免許（以下「中型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（中型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。 〔一・二 略〕 三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。		
第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）

3		
第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
〔同上〕		
備考 〔二〃九 同上〕 十 現に普通自動車免許（以下「普通免許」という。）<u>、大型自動車免許（以下「大型二輪免許」という。）若しくは普通自動車二輪免許（以下「普通二輪免許」という。）を受けている者又は令第三十三条の六第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、</u>気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。		
3 令第三十三条の六第一項第一号ハの規定による指定の基準（中型自動車免許（以下「中型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（中型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。 〔一・二 同上〕 三 〔同上〕		
第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考	「二〇九 同上」
十 現に普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者又は令第三十三条の六第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。	

4
令第三十三条の六第一項第一号ハの規定による指定の基準（準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（準中型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

「一・二 同上」

三 「同上」

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
「同上」		

備考

「二〇十一 同上」

十二 現に普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許を

受けている者又は令第三十三条の五の三第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。

5 令第三十三条の五の三第一項第一号ハの規定による指定の基準（普通免許に係る教習の課程（以下「教習課程（普通）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

「一・二 略」

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
〔略〕		
備考		
「一〇四 略」		
五 現に大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者又は令第三十三條の五の三第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。		

6 令第三十三条の五の三第二項第一号ハの規定による指定の基準（大

受けている者又は令第三十三条の六第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。

5 令第三十三条の六第一項第一号ハの規定による指定の基準（普通免許に係る教習の課程（以下「教習課程（普通）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

「一・二 同上」

三 「同上」

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
〔同上〕		
備考		
「一〇四 同上」		
五 現に大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者又は令第三十三 <u>条の六第一項第二号ニ</u> 若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マツサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。		

6 令第三十三条の六第二項第一号ハの規定による指定の基準（大型二

型二輪免許に係る教習の課程（以下「教習課程（大自二）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

「一・二 略」

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
〔略〕		
備考		
「一・二 略」		
三 現に普通自動車を運転することができる免許を受けている者又は令第三十三條の五の三第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。		

7 令第三十三條の五の三第二項第一号ハの規定による指定の基準（普通二輪免許に係る教習の課程（以下「教習課程（普自二）」という。）に限る。）は、次に掲げるとおりとする。

「一・二 略」

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、こ

輪免許に係る教習の課程（以下「教習課程（大自二）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

「一・二 同上」

三 「同上」

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
〔同上〕		
備考		
「一・二 同上」		
三 現に普通自動車を運転することができる免許を受けている者又は令第三十三條の六第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。		

7 令第三十三條の六第二項第一号ハの規定による指定の基準（普通二輪免許に係る教習の課程（以下「教習課程（普自二）」という。）に限る。）は、次に掲げるとおりとする。

「一・二 同上」

三 「同上」

れに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
〔略〕		
備考		
〔一・二 略〕		
三 現に普通自動車を運転することができる免許を受けている者又は令第三十三条の五の三第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。		

8 令第三十三条の五の三第四項第一号ハの規定による指定の基準（大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（大型二種）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

〔一・二 略〕

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
--------------	-----------	-----------

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
〔同上〕		
備考		
〔一・二 同上〕		
三 現に普通自動車を運転することができる免許を受けている者又は令第三十三条の六第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。		

8 令第三十三条の六第四項第一号ハの規定による指定の基準（大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（大型二種）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
--------------	-----------	-----------

備考	〔略〕	九 令第三十三條の五の三第一項第二号ニ又はホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。		
		九 令第三十三條の五の三第四項第一号ハの規定による指定の基準（中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（中型二種）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。 〔一・二 略〕 三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。		
第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）		
〔略〕				
備考	〔一〇八 略〕			
九 令第三十三條の五の三第一項第二号ニ又はホに該当する				

備考	〔同上〕	九 令第三十三條の六第一項第二号ニ又はホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。		
		九 令第三十三條の六第四項第一号ハの規定による指定の基準（中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（中型二種）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。 〔一・二 同上〕 三 〔同上〕		
第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）		
〔同上〕				
備考	〔一〇八 同上〕			
九 令第三十三條の六第一項第二号ニ又はホに該当する者に				

者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。

10 令第三十三条の五の三第四項第一号ハの規定による指定の基準（普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（普通二種）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

「一・二 略」

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
〔略〕		
備考 「一〇八 略」 九 令第三十三条の五の三第一項第二号ニ又はホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。		

対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。

10 令第三十三条の六第四項第一号ハの規定による指定の基準（普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（普通二種）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

「一・二 同上」

三 「同上」

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
〔同上〕		
備考 「一〇八 同上」 九 令第三十三条の六第一項第二号ニ又はホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。		

別記様式第2号（第3条関係）

第	号		
指 定 書			
		名 称	
		所在地	
第1項第1号ハ 道路交通法施行令第33条の5の3第2項第1号ハの規定により、上記の届出自 第4項第1号ハ			
動車教習所が行う教習の課程	教習課程（大型） 教習課程（中型） 教習課程（準中型） 教習課程（普通） 教習課程（大自二） 教習課程（普自二） 教習課程（大型二種） 教習課程（中型二種） 教習課程（普通二種）	を指定する。	
		年 月 日	
		公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2

〔略〕

（指定の申請）

第二条 届出自動車教習所を設置し、又は管理する者は、令第三十三条の五の三第一項第一号ハ、第二項第一号ハ又は第四項第一号ハの規定による指定（以下この条、次条及び第四条において「指定」という。）を受けようとするときは、別記様式第一号の申請書を当該届出自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

別記様式第2号（第3条関係）

第	号		
指 定 書			
		名 称	
		所在地	
第1項第1号ハ 道路交通法施行令第33条の6第2項第1号ハの規定により、上記の届出自動車 第4項第1号ハ			
教習所が行う教習の課程	教習課程（大型） 教習課程（中型） 教習課程（準中型） 教習課程（普通） 教習課程（大自二） 教習課程（普自二） 教習課程（大型二種） 教習課程（中型二種） 教習課程（普通二種）	を指定する。	
		年 月 日	
		公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2

〔同上〕

（指定の申請）

第二条 届出自動車教習所を設置し、又は管理する者は、令第三十三条の六第一項第一号ハ、第二項第一号ハ又は第四項第一号ハの規定による指定（以下この条、次条及び第四条において「指定」という。）を受けようとするときは、別記様式第一号の申請書を当該届出自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

備考
表中の「」の記載は注記である。

別記様式第3号（第5条関係）

第	号	終 了 証 明 書	
写真 ----- 押出し スタンプ -----		住 所	
		氏 名	
		年	月 日生
上記の者は、		年	月 日
		第1項第1号ハ 第2項第1号ハ 第4項第1号ハ	
の規定による指定を受けた教習の課程		（教習課程（大型） 教習課程（中型） 教習課程（準中型） 教習課程（普通） 教習課程（大自二） 教習課程（普自二） 教習課程（大型二種） 教習課程（中型二種） 教習課程（普通二種）	を終了した者
であることを証明する。		年	月 日
		所在地 名 称 管理者	印

- 備考 1 写真は、終了前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第5条関係）

第	号	終 了 証 明 書	
写真 ----- 押出し スタンプ -----		住 所	
		氏 名	
		年	月 日生
上記の者は、		年	月 日
		第1項第1号ハ 第2項第1号ハ 第4項第1号ハ	
の規定による指定を受けた教習の課程		（教習課程（大型） 教習課程（中型） 教習課程（準中型） 教習課程（普通） 教習課程（大自二） 教習課程（普自二） 教習課程（大型二種） 教習課程（中型二種） 教習課程（普通二種）	を終了した者
であることを証明する。		年	月 日
		所在地 名 称 管理者	印

- 備考 1 写真は、終了前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則の一部改正）

第二条 応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則（平成六年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	道路交通法施行令第三十三条の五の三第一項第二号ホの国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げるとおりとする。 「一〓四 略」
改 正 前	道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号ホの国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げるとおりとする。 「一〓四 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和四年五月十三日。次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に交付された次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める書類とみなす。

- 一 第一条の規定による改正前の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（次号において「旧規則」という。）別記様式第二号の指定書 第一条の規定による改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（次号において「新規則」という。）別記様式第二号の指定書

- 二 旧規則別記様式第三号の終了証明書 新規則別記様式第三号の終了証明書